



秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(七四一～七四三・市町村課)
 - 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七四四～七四八・商工業振興課)
 - 道路区域の変更(七四九、七五〇・道路環境課)
 - 道路の供用開始(七五一・道路環境課)
 - 建築基準法による公開による意見の聴取(七五二・建築住宅課)
- 公告
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(財政課)
 - 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利総合農林事務所)

告示

秋田県告示第七百四十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡六郷町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

仙北郡六郷町畑屋字神尾町
 一の一の一部、一の一の三の一部、一の一の四の一部、一の一の五、七八の一の一部、七八の二、七九の一の一部、七九の二、八〇から八四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに鑓田字下二ツ石五五の三、五七の五に隣接する畑屋字神尾町の水路である国有地の一部

仙北郡六郷町鑓田字下二ツ石

仙北郡六郷町畑屋字神尾町
 一から五まで、六から九までの各一部、一一の一の一部、六二の一部、六三から六七まで、六八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡六郷町鑓田字谷地中

仙北郡六郷町畑屋字嶋田
 九の一部、一一から一八までの各一部、二〇の一部、二三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡六郷町畑屋字荒谷地
 二四の一部、二五の一部、二六から三七まで、三八の一部、五九の一部、六一から七二まで、七三の一部、九〇の一部、九一、九三から一〇〇まで、一〇二の一部、一〇三の一部、一一七の一部、一一八から一二五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

秋田県告示第七百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡仙北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

<p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡仙北町畑屋字室町 一の一、一の一、三の一の一部、三の一の一部、四の一の一部、四四の一の一部、五〇の一の一部、五一の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡仙北町橋本字上橋本</p>
<p>仙北郡仙北町畑屋字深田 二二の二の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡仙北町橋本字田中</p>
<p>仙北郡仙北町畑屋字深田 一から二までの各一部、一三の一の一部、一四の一の一部、一五の一の一部、一六の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡仙北町橋本字田中</p>
<p>仙北郡仙北町畑屋字狐塚 二二四の一の一部、二二四の二、二二四の三、二二五の一の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡仙北町橋本字鶴田</p>

秋田県告示第七百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡千畑町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

<p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡千畑町橋本字鶴田 二五八の三九の一部、二五八の四〇の一部、三一七の一部、三一八の一部、三三〇の一の一部、三二〇の二の一部、三二二の一の一部、三二二の二の一部、三二二の四の一部、三三三から三三七まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡千畑町畑屋字狐塚</p>
<p>仙北郡千畑町安城寺字鶴田 六四一の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐森 一八の一部、一九、二二から三三まで、二五の一の一部、八六の一の一部、八六の二の一部、八七の一、八七の二、八八の一、八八の二、八九の一、八九の二、九四から九六まで、九七の一部、一五一の一部、一五二、一五三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>仙北郡千畑町畑屋字板堰 八七の一部、八八、九三、九四、九六、九七、九八、一〇一、一〇二、一〇五、一〇八の一部、二一一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐塚</p>

<p>路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字谷地中 一、二、四、六、八、一〇から一二まで、一三の一部、二四の一部、二六の一部、二六の二の一部、二七の一部、二八の一部、三〇から三五まで、三八、四〇、四一、四三、四七から四九まで、五四の二、五四の三、五五、五五の二、五六、五九、六二、一一六、一二二の二、一二二の三、一二四の二、一二四の三、一二五の二、一二五の三、一二六の二、一二六の三、一二九の二、一二九の三、一三〇の二から一三〇の四まで、一三二の二、一三三の二、一三三の三、一三三の四、一三三の五、一三三の六、一三三の七、一三八の二、一三八の三、一三九の二、一三九の三、一四一の二、一四一の三、一四五の二の一部、一四五の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町安城寺字鶴田 三九六の三、四〇三の二、四〇四の二、四〇五の二、五七二の二、六四〇の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町安城寺字談古町 三七一の二、三七三の二、三七四の二、三七五の二、三七六の二、三七七の二、三七八の二、三八三の二、三八四の二、三八五の二、三八七の二、四五一、四五二の一部、四六三の二</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐塚 二五の二の一部、二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇の二、三二の二、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二の一部、三八九、二八〇、二八一及びこれらの区域に隣接介</p>
		<p>仙北郡千畑町畑屋字狐森</p>		<p>仙北郡千畑町畑屋字谷地中</p>

<p>在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町橋本字上橋本 四一九の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字室町 九六の二、九七、九八、一〇三、一〇四、一〇五の一部、一〇六から一〇九まで、一一〇の二、一一一、一一二の三の一部、一一二の六の一部、一一四の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 四六の二、四七の二、四八の二、四九の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五五の二、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二、六〇の三、六一の二、六二の二、六四の二、六五の二、六六の二、六七の二、六八の二、六九の二、七〇の二、七〇の三、七一の二の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一七から一九まで、一二二、一二三の二、一二四から一九まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐森 九七の一部、九八から一二二まで、一二四、一一六、一一八、一一九、一二〇の二、一二一の二、一二二から一二四まで、一二六から一二八まで、一三〇、一三一、一三四、一三六、一三九、一四一から一四三まで、一四七、一四八、一五〇、一五一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
				<p>仙北郡千畑町畑屋字板堰</p>

<p>一四五の一の一部、一四五の二の一部、一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四七の二、一四八、一四九、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一、一五一の二、一五二の一、一五二の二、一五三の一の一部、一五三の二の一部、一六〇の一部、一六一から一六四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 一〇三から一〇八まで、一一一から一一三まで、一一六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに九八に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字外館 一、二、四から八まで、九の一部、一〇から一一まで、二四、二六、二七、六二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町安城寺字談古町 三の二、三の三、三二七の三、三二八の二、三二九の二、三三〇の二、三三一の二、三八六の三、四〇八の一部、四四二の四</p>	<p>仙北郡千畑町橋本字上橋本 三三九の一の一部、三三九の二の一部、三四〇から三四五までの各一部、三四六の二、三四七の一、三四九の一、四〇七、四〇八、四一三から四一五まで、四一六の一、四一六の二、四一七の一から四一七の三まで、四一八の一部、四一九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字谷地中 九、二〇の一の一部、二〇一の二の一部、二〇</p>
<p>仙北郡千畑町畑屋字室 町</p>					

<p>五の一部、二〇八、二〇九から二二二までの各一部、二二五から二二八までの各一部、二二二の一、二二二の二の一部、二二二の四、二二二の五、二二三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字高田 一の一、三から一まで、一一の一、一一の二、一一の四、一三から一八まで、一九の一、二二、二三、二四の二、二五の一、二六の二、二八の四、二九の三、三二の一、六〇の二の一部、六四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 四三の一の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字板堰 二八一、二八五及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに二七八の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字外館 二八の一部、一一五の一部、一一三の一、一一三の二の一部、一一三の三、一一四、一一五の二の一部、一二五の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字嶋田 二三の一部、二六から三一まで、三四、三六、三九、四三、四六、四七、五二、五六から六一まで、六四、六六、六八の一部、一一三の一部、一一四から一二〇まで、一二二、一二三、一二五から一二五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>仙北郡千畑町畑屋字中 縄手</p>					

<p>仙北郡千畑町畑屋字外館</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 一の一、三の一、四の一、九の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中 一一九の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二五から一二七まで、一二八から一三二までの各一部、一三三、一三三の二の一部、一三五の一部、一三六の一部、一三八の一部、一三九、一四〇から一四七までの各一部、一四九の一部、一五〇から一七〇まで、一七三から一七六まで、一七八から一八一まで、一八三の一部、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町羽貫谷地字土木 六一の一の一部、六三の一の一部、六三の二、六四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字浮田 一八の一部、一九の一部、五四の一部、五六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字荒谷地 一、六から二三まで、二四の一部、二五の一部、七三の一部、七四から八三まで、八五から八九まで、九〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>田 仙北郡千畑町畑屋字嶋</p>					

<p>仙北郡千畑町畑屋字外館</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 一の一、三の一、四の一、九の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中 一一九の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二五から一二七まで、一二八から一三二までの各一部、一三三、一三三の二の一部、一三五の一部、一三六の一部、一三八の一部、一三九、一四〇から一四七までの各一部、一四九の一部、一五〇から一七〇まで、一七三から一七六まで、一七八から一八一まで、一八三の一部、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字浮田 六一の一の一部、六三の一の一部、六三の二、六四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字深田 一八の一部、一九の一部、五四の一部、五六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>一三三の二、一三四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>田 仙北郡千畑町畑屋字嶋</p>		<p>仙北郡千畑町畑屋字外館 一五〇の一の一部、一五〇の二の一部、一五一から一五七までの各一部、二〇八の一の一部、二〇九から二二二までの各一部、二二三から二二八まで、二二九の一から二二九の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字浮田 六一の一の一部、六三の一の一部、六三の二、六四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字中縄手 一の一、三の一、四の一、九の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字外館 一五〇の一の一部、一五〇の二の一部、一五一から一五七までの各一部、二〇八の一の一部、二〇九から二二二までの各一部、二二三から二二八まで、二二九の一から二二九の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>

<p>九三まで、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町鎌田字谷地中 三二の二の一部、三二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字嶋田 一の二の一部、二から九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字神尾町 一一の二の一部、一三の二の一部、一五の二の一部、一八の二の一部、二六の二の一部、三六の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町鎌田字谷地中 五九の二の一部、六一の二の一部</p>	<p>仙北郡千畑町鎌田字下二ツ石 五五の三の一部、五五の四の一部、五七の五の一部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐森 六の二の一部、一一の二の一部、一三の二の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字板堰 二九の二の一部、三〇の二の一部、三二から三五までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字狐森 四八の二の一部、五〇の二の一部</p>
	<p>仙北郡千畑町羽貫谷地字築立</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字荒谷地</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字神尾町</p>	<p>仙北郡千畑町畑屋字神尾町</p>	<p>仙北郡千畑町安城寺字鶴田</p>	<p>仙北郡千畑町安城寺字談古町</p>		

秋田県告示第七百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同法第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
八橋ショッピングセンター
秋田市八橋字大道東一番地九十三
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年十月二十八日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十四年十一月五日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同法第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイ広面店
秋田市広面字板橋添二十四外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年十月二十八日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十四年十一月五日から同年十二月五日まで
- (二)

秋田県告示第七百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同法第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイ土崎店

秋田市土崎港相染町字家ノ下二十六番地二外

- 二 県の意見

意見なし

- 三 意見を述べた日

平成十四年十月二十八日

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十四年十一月五日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同法第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイ新牛島店

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

- 二 県の意見

意見なし

- 三 意見を述べた日

平成十四年十月二十八日

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十四年十一月五日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同法第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイおのぼ店

秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

- 二 県の意見

意見なし

- 三 意見を述べた日

平成十四年十月二十八日

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十四年十一月五日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		比内森吉線	比内森吉線				
			A	B	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上四番三八から字惣瀬沢二番四地先まで		三・五〇〇～五九・〇〇〇	五・二七八
			B		"		八・〇〇〇～五九・〇〇〇	四・九五〇
			A	B	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一番二から字惣瀬沢二番四地先まで		三・五〇〇～五九・〇〇〇	五・二七八
			B		"		八・〇〇〇～五九・〇〇〇	四・九五〇
			C		"		一一・〇〇〇～七四・〇〇〇	三・六二二

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十一月五日から同月十八日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十一月五日

秋田県告示第七百五十号

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		三百四十二号	三百四十二号				
			A	B	雄勝郡東成瀬村樺台字堂ノ上五番一地先から字上林上段八番二地先		八・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・三〇五
			B		雄勝郡東成瀬村樺台字堂ノ上五番一地先から字上林上段八番二地先まで		八・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・三〇五
			A	B	雄勝郡東成瀬村樺台字豊ヶ沢出口七番三地先から字上林上段八番二地先まで		一三・六〇〇～二〇・二〇〇	〇・一三〇
			B		雄勝郡東成瀬村樺台字豊ヶ沢出口七番三地先から字上林上段八番二地先まで		一三・六〇〇～二〇・二〇〇	〇・一三〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月五日から同月十八日まで

秋田県告示第七百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	横手東成瀬線	平鹿郡山内村南郷字赤平二番四から三又字二瀬六三番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年十一月五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月五日から同月十八日まで

秋田県告示第七百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

一 意見の聴取の期日 平成十四年十一月八日 午前十時三十分

二 意見の聴取の場所 大曲市川原町二番八十一号
大曲市花園児童センター

三 許可しようとする建築物の建築の計画

(二)(一) 建築物の用途 技術専門校
建築物の場所 大曲市川原町二二九番一号外

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県予算編成システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
総務部財政課 秋田市山王四丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年十月十六日

四 随意契約の相手方の名称及び住所
秋田県予算編成システム構築共同企業体 秋田市山王三丁目一番十三号

代表企業 株式会社アイシーエス秋田支店
構成企業 日本電気株式会社秋田支店

五 随意契約に係る契約金額
一億二千九百十五万二千元

六 随意契約の理由

特例政令第十条第一項第一号に掲げる理由による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、鳥海町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(折腰地区単小規模土地改良事業(農道整備))計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十四年十一月六日から同年十二月三日まで

三 縦覧場所 鳥海町役場

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)八七六六 F A X(083)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄